

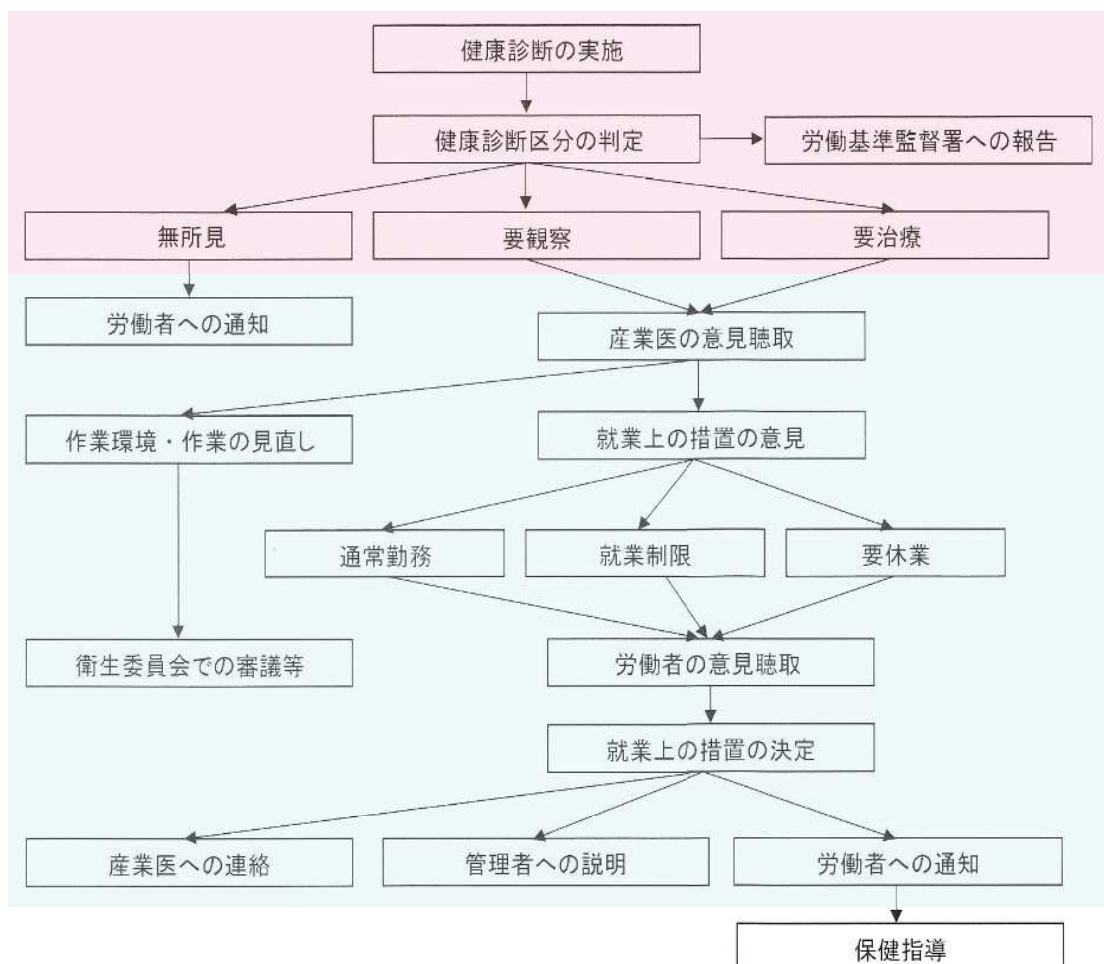
定期健康診断と RA対象物健康診断について

2024年8月22日

第50回衛生管理者等交流会

株式会社高山産業医事務所

代表取締役 産業医 労働衛生コンサルタント
高山 英之



一般健康診断

種類	根拠法令
雇入時健康診断	安衛則第43条
定期健康診断	安衛則第44条
特定業務従事者の健康診断	安衛則第45条
海外派遣労働者の健康診断	安衛則第45条の2
(結核健康診断はH21年にて廃止)	
給食従事者の検便	安衛則第47条

一般健康診断 定期健康診断

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（1000Hz・4000Hzの音に係る）の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰かくたん検査
- 血圧の測定
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 血糖検査
- 尿検査
- 心電図検査

検査項目	定期 健康診断	海外派遣労働者 の健康診断
既往歴および業務歴	○	○
自覚症状および他覚症状の有無の検査	○	○
身長・体重・腹囲・視力および聴力	○	○
胸部エックス線検査およびかくたん検査	○	○
血圧の測定	○	○
貧血検査（血色素量・赤血球数）	○	○
肝機能検査（ALT・AST・γ-GT）	○	○
血中脂質検査（LDL-コレステロール HDL-コレステロール・トリグリセライド）	○	○
血糖検査	○	○
尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）	○	○
心電図検査	○	○
医師が必要と認める場合に行う項目		
腹部画像検査（胃部エックス線検査・腹部超音波検査）	×	○
血液中の尿酸の量の測定	×	○
B型肝炎ウイルス抗体検査	×	○
ABO式およびRh式の血液型検査（派遣時に限る）	×	○
糞便塗抹検査（帰国時に限る）	×	○

一般健康診断 特定業務従事者の健康診断

- ・ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ・ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ・ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ・ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ・ 異常気圧下における業務
- ・ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ・ 重量物の取扱い等重激な業務
- ・ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ・ 坑内における業務
- ・ 深夜業を含む業務
- ・ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ・ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ・ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- ・ その他厚生労働大臣が定める業務

特殊健康診断 法令による義務付け

- じん肺法
- 有機溶剤中毒予防規則
- 鉛中毒予防規則
- 四アルキル鉛中毒予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 高気圧作業安全衛生規則
- 電離放射線障害防止規則
- 石綿障害予防規則
- 労働安全衛生規則（歯科医師による健康診断）

特殊健康診断 通達に示されているもの

- 紫外線、赤外線にさらされる業務
- 著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
- マンガン化合物（塩基性酸化マンガンの限る）を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- 有機リン
- 亜硫酸ガス
- ニ硫化炭素（有機溶剤業務に係るものをのぞく）
- ベンゼンのニトロアミド化合物
- 脂肪族の塩化または臭化化合物（有機溶剤業務に係るものをのぞく）
- 砒素またはその化合物（三酸化砒素を除く）
- フェニル水銀化合物
- アルキル水銀化合物
- クロルナフタリン
- 沃素
- 米杉、ネズコ、リョウブまたはラワンの粉じん
- 超音波溶着機
- メチレンジフェニルイソシアネート（MDI）
- フェザーミル等飼肥料製造工程
- クロルプロマジンなどフェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- キーパンチャー
- 都市ガス配管工（CO）
- 地下駐車場（排気ガス）
- チェーンソー
- チェーンソー以外の振動工具
- 重量物取り扱い・介護など腰部への負担
- 金銭登録
- 引き金つき工具
- VDT
- レーザー機器取り扱い

一般健康診断と特殊健康診断の比較

項目	一般健診	特殊健診
目的	①労働者の健康状況の把握と対処 ②労働の適正の判断と是正 ③作業関連疾患、特に脳心疾患の予防と保健指導	①有害職業因子による健康障害（職業病）の早期発見と対処
対象疾患	①業務・職域関連疾患 ②作業関連疾患・生活習慣病 ③適正配置を検討すべき疾患	単一の職業病
対象	すべての労働者	有害業務に常時従事する者
健診内容	同一の定められた項目	有害業務ごとに定められた項目
派遣労働者の責任	派遣元	派遣先

健康診断と産業保健活動

- 健康診断の企画
 - －がん検診・人間ドックの利用
 - －特殊健康診断の適切な実施
 - －検査結果の管理
- 健康診断参加率の向上
 - －法定の健康診断について受検率100%
- 二次健診の受診勧奨
 - －二次健診受検者の選定
 - －受検状況の管理
 - －労働者への教育

健康診断実施後の事業者の 具体的な取組事項①

- 健康診断の結果の記録
 - － 健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。（安衛法第66条の3）
- 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取
 - － 健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（歯科医師による健康診断については歯科医師）の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）
- 健康診断実施後の措置
 - － 上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう
～労働者の健康確保のために～ より

健康診断実施後の事業者の 具体的な取組事項②

- 健康診断の結果の労働者への通知
 - － 健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）
- 健康診断の結果に基づく保健指導
 - － 健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）
- 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告
 - － 健康診断（定期のものに限る。）の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。
 - － （安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。）（安衛法第100条）

健康診断の企画

- 年1回の健康診断の拡大
 - 法定項目
 - がん検診
 - 腫瘍マーカー
 - 女性向けのがん検診
 - 胃がん検診（胃透視検査・ABC健診）
 - 人間ドックの利用
 - 二次健診の受診勧奨の項目として管理する必要があるか
 - 健診期間ごとに検査項目が異なる場合の管理
 - 法定項目以外の検査結果で就業判定を考慮するか

特殊健康診断の適切な実施

- 利用している化学物質・曝露されている有害因子の確認
 - 代替物質の調査
- 対象者の選定
 - 有害物質を取り扱う作業者を極力限定する
- 二次健診まで含めた健康診断の企画
 - 健診機関の判定の確認
 - B・C判定対象者のさらなる確認
 - 有所見者への二次健診の受検勧奨
 - 有所見者の就業制限

検査結果の管理

- 紙による管理
- Webサービスによる管理

おすすめの健康管理システム6選

	費用	検診結果の管理	福利厚生サービス	特徴
 ベネフィット・ステーション	月額1,000円~/名	 提供あり	 提供あり	福利厚生マーケット受託 業界No.1
 Be Health	年額980円~/名 (*5年分を年間換算)	 提供あり	 なし	産業保健に10年以上の実績
 Dr.CHECK	初期費用+ 月額220円~/名	 提供あり	 なし	産業医の有無など企業に合わせた様々なプラン
 Beatfit for Biz	要問合せ (*無料資料DL可)	 運動データの分析は可能	 なし	スマホアプリで運動促進イベント開催も可
 リモート産業保健	導入費用5万円 +月額3万円	 提供あり	 なし	産業医、産業看護職を2名体制で派遣可能 (月3万円~)
 OHME	初期費用5.5万円 +スポットか基本料金	 提供あり	 なし	担当の保健師や産業医が健康相談や保健指導

Webサービスによる健康管理

- 健康診断結果の確認
 - 一般健康診断と特殊健康診断
- 付帯サービス
 - 健診の予約管理
 - 面接記録
 - 労働時間
 - ストレスチェック
 - 診断書など機密文書管理
- 関係者の意見集約
 - 人事担当・産業保健職・産業医 その他

健康診断実施後の対応

- 二次健診の受診勧奨
 - 健診機関での判定に基づく対応
 - 事業所・産業医での独自の判定に基づく対応
 - 受診勧奨のフローの構築
- 事後措置（就業制限の検討）
 - 定期健康診断・特殊健康診断の結果に基づく判断
 - 二次健診の結果に基づく判断

診断区分・就業区分

診断区分	医学的な判定	就業区分	就業上の判定
1	異常なし	A	通常勤務可
2	有所見健康		
3	要観察	B	就業制限要
4	要管理		
5	要再検査		
6	要受診(精査)	C	要休業
7	要治療		
8	治療中		

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要あり	勤務による負荷の軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換などの措置を講じる
要休業	勤務を休む必要あり	療養のため、休暇、休職などにより一定期間勤務させない措置を講じる。

健康診断の事後措置(1)

(健康診断の結果についての医師等からの
意見聴取)

労働安全衛生法 第六十六条の四

事業者は、（中略）健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、**医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。**

健康診断の事後措置(2)

(健康診断実施後の措置)

労働安全衛生法 第六十六条の五

事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか（中略）適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 (略)

健康診断の事後措置(3)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針より
就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1) 健康診断の実施

- 事業者は、（中略）、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう）に関する医師等の判定を受けるものとする。

(2) 二次健康診断の受診勧奨等

- 事業者は、一次健康診断における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

健康診断の事後措置(4)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針より

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

- 事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。
- ＊意見の内容：就業区分及びその内容、作業環境管理及び作業管理についての意見

(4) 就業上の措置の決定等

- 事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

健康診断後の保健指導

(保健指導等)

労働安全衛生法 第六十六条の七

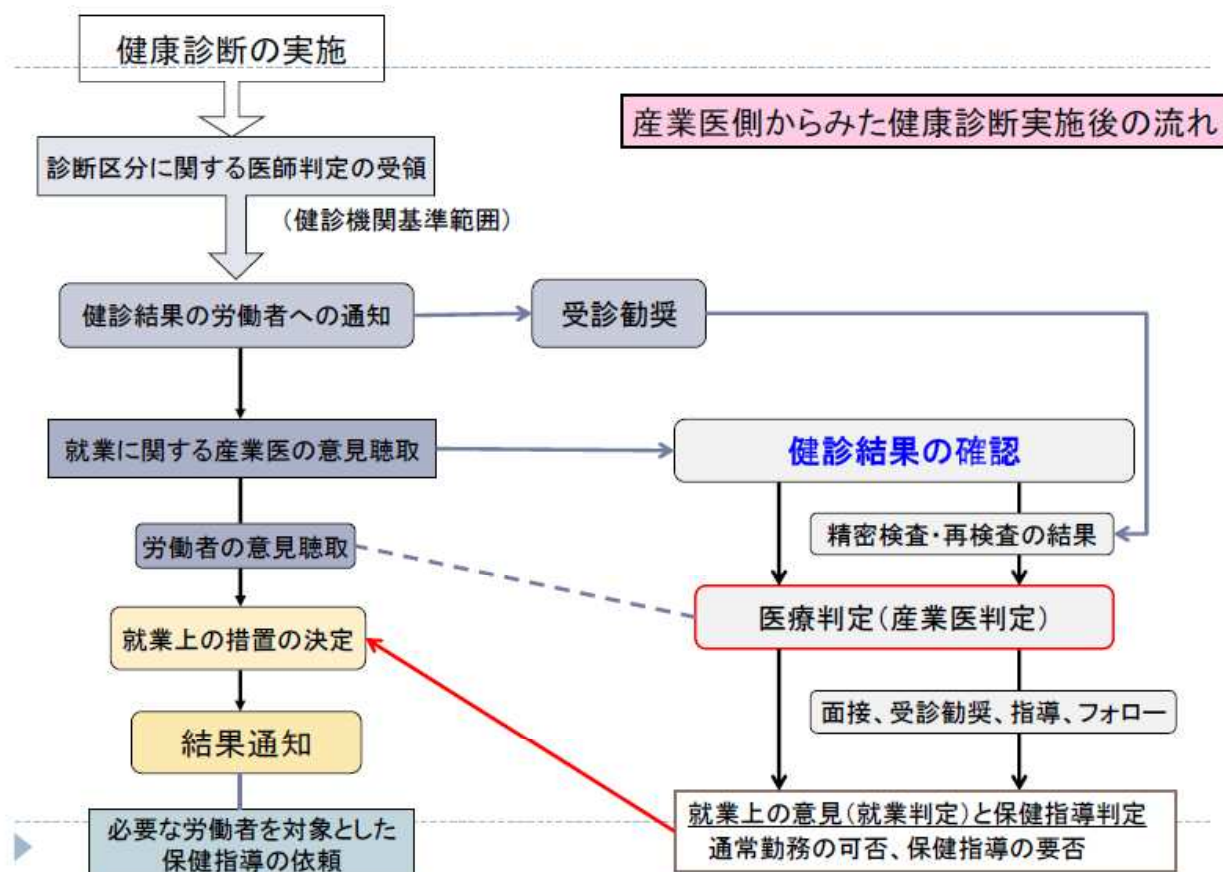
事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断（中略）の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

保健指導(指針より)

- 事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、**医師又は保健師**による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。
 - 日常生活面での指導
 - 健康管理に関する情報の提供
 - 健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨
- なお、産業医の選任義務のある事業場においては、**個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医**が中心となり実施されることが適当である。

事業者側からみた健康診断実施後の流れ



社員教育

- 安全衛生委員会による教育
- 定期広報による教育
- 社員教育による教育（集合研修・Web研修）
- 健康診断後の対応
- 一般定期健康診断について
- がん検診について

GHS「危険有害性」の種類

2. 化学物質のGHS分類基礎

物理化学的危険性		健康有害性	環境有害性
爆発物 可燃性ガス エアゾール 酸化性ガス 高压ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体 自然発火性固体	自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 酸化性液体 酸化性固体 有機過酸化物 金属腐食性化学品 鈍性化爆発物	急性毒性 皮膚腐食性／刺激性 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 呼吸器感作性または皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 誤えん有害性	水生環境有害性 短期（急性） 長期（慢性） オゾン層への有害性
			

国連GHS文書（パープルブック）
第7版 より作成

ピクトグラム ＜ラベル・SDSの絵表示と危険・有害性＞

【炎】  可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】  支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】  爆発物 自己反応性化学品 有機過氧化物
【腐食性】  金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】  高圧ガス	【どくろ】  急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】  急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】  水生環境有害性	【健康有害性】  呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

絵表示(ピクトグラム):【シンボル】を赤い枠で囲んだもの

危険有害性の要約

GHS分類

分類実施日

H25.8.22、政府向けGHS分類ガイダンス(H25.7版)を使用
GHS改訂4版を使用

物理化学的危険性

健康に対する有害性

引火性液体	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2B
発がん性	区分1A
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肝臓)、区分2(中枢神経系)

分類実施日

急性毒性: H22.2.19、政府向けGHS分類ガイダンス(H21.3版)を使用
慢性毒性: H18.3.31、GHS分類マニュアル(H18.2.10)を使用

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分外
水生環境有害性(長期間)	区分外

1) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述11項に、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記述がある。

GHSラベル要素

絵表示



絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険

引火性の高い液体及び蒸気
眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

※ ※ ※ ※

有害性の分類（5段階評価）

SDSに記載されているGHS分類で有害性を決定する。

GHS分類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分外
急性毒性(経口)	D	D	C	B	A	A
急性毒性(経皮)	D	D	C	B	A	A
急性毒性(吸入)	D	D	C	B	A	A
皮膚腐食性・刺激性	C	A	A	A	A	A
眼に対する	C	A	A	A	A	A
呼吸器感作性	E	A	A	A	A	A
皮膚感作性	C	A	A	A	A	A
生殖細胞変異原性	E	E	A	A	A	A
発がん性	E	D	A	A	A	A
生殖毒性	D	D	A	A	A	A
特定標的臓器/全身毒性（単回）	C	B	A	A	A	A
特定標的臓器/全身毒性（反復）	D	D	A	A	A	A
吸引性呼吸器有害性	A	A	A	A	A	A

ジクロロメタン	
区分4	B
区分外	A
区分2	A
区分2A	A
区分外	A
区分2	D
区分1	C
区分1	D

有害性 高 ← 有害性 低
E D C B A

有害性：D

有害性の分類（5段階）

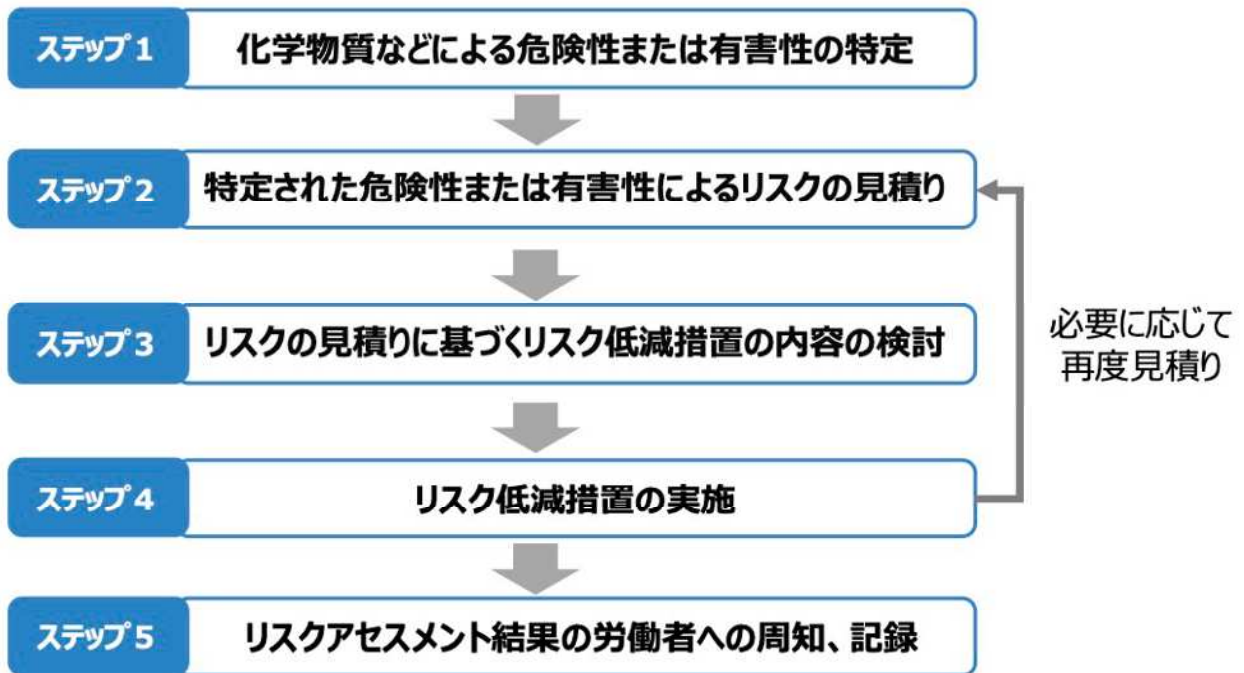
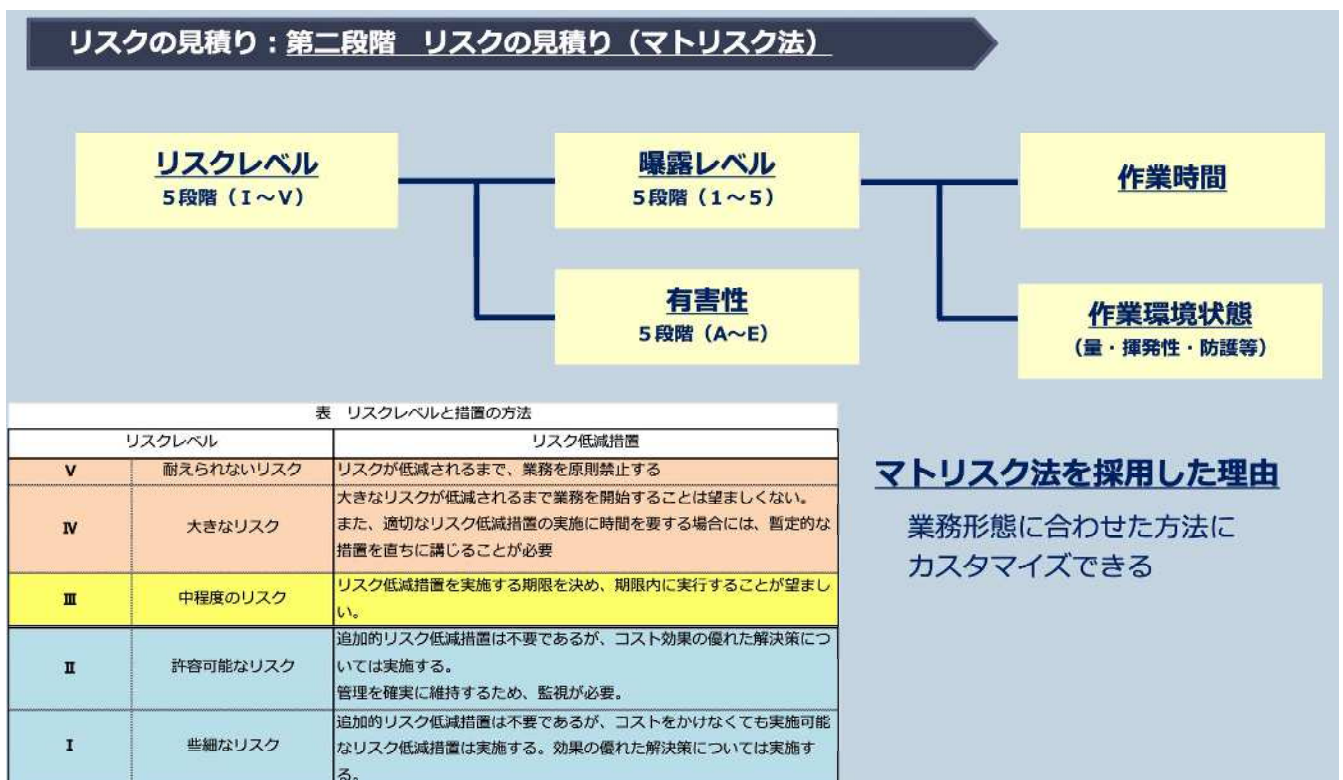
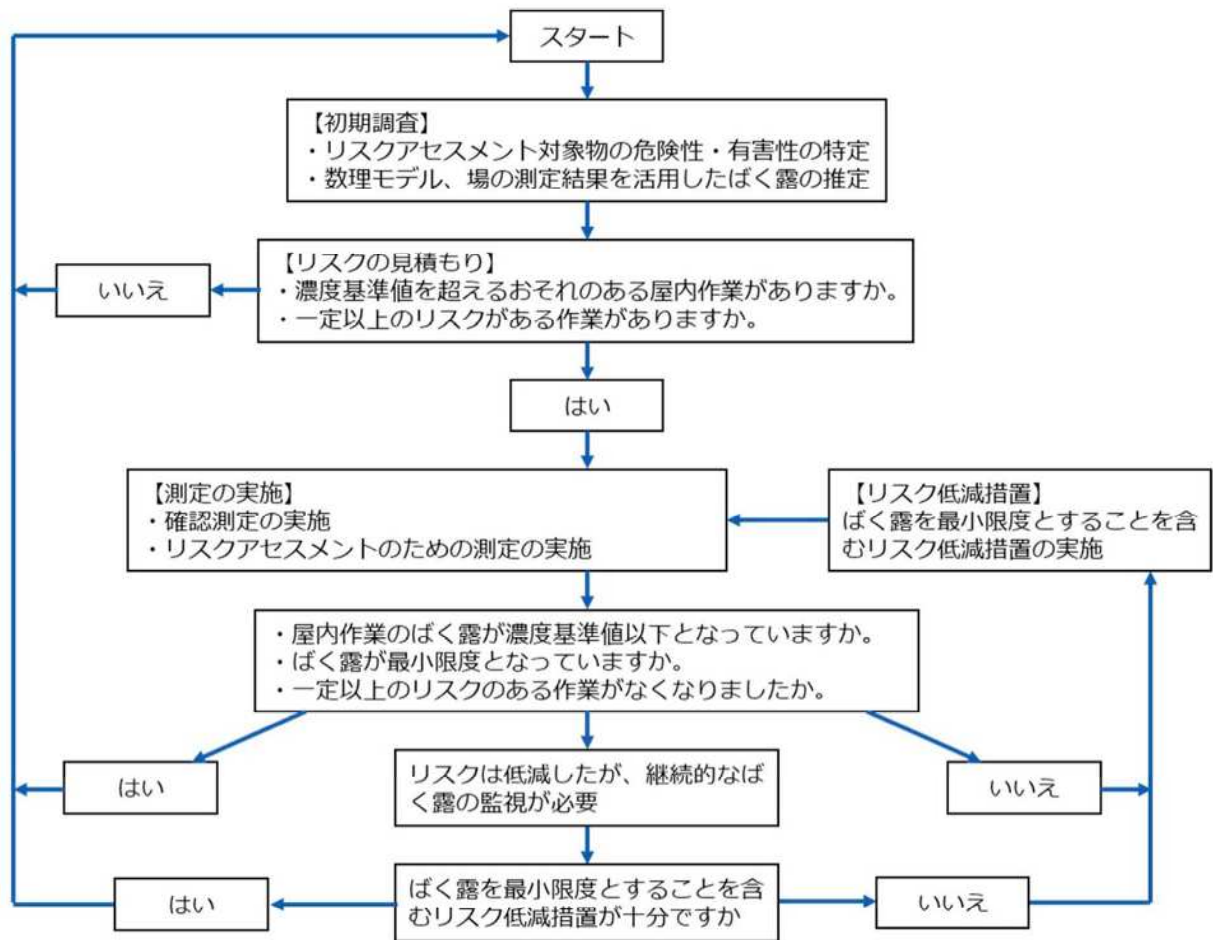


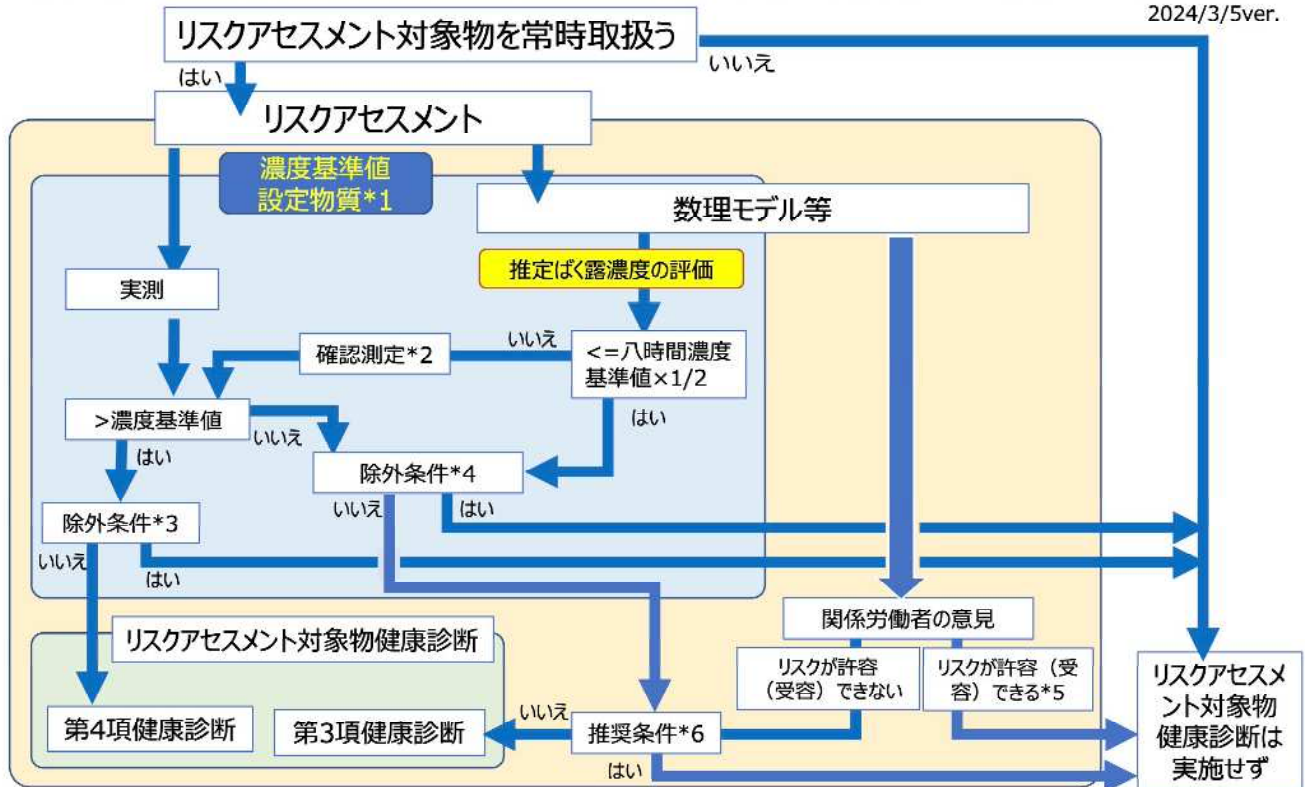
図 6.2 リスクアセスメント実施の流れ





【参考3-2】リスクアセスメント対象物健康診断の対象者選定フローチャート（概要）

2024/3/5ver.



*1:「濃度基準値が設定されていない場合」で「職業性ばく露限界値」がある場合は準用

*2:最大ばく露労働者（ばく露の程度が最も高いと想定される均等ばく露作業における、最も高いばく露を受ける労働者）に実施（当該作業ごとに実施することが望ましい）

*3:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下）」

*4:「呼吸域の濃度が短時間ばく露での技術指針の基準に関する努力義務の濃度基準（または職業性ばく露限界値）を満たしている」

*5:「工学的措置又は保護具によるばく露低減措置は不要」と判断される場合

*6:「工学的措置又は保護具を適正に使用（吸入濃度は基準値以下等）」

※本チャートは概要であり、詳細はガイドライン等を参照のこと

②検査項目の選定方法(参考とする有害性情報)

＜GHS分類の区分と検査の対象とする有害性＞

有害性の種類	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	
急性毒性	飲み込む／皮膚に接触／吸入すると生命に危険		飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有毒		飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有毒のおそれ	参照
皮膚腐食性／刺激性	重篤な皮膚の薬傷／眼の損傷	皮膚刺激	軽度の皮膚刺激	—	—	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	重篤な眼の損傷	強い眼刺激	眼刺激	—	—	
呼吸器感受性	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ	—	—	—	—	急性の健康影響に関する検査の対象
皮膚感受性	アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ	—	—	—	—	
生殖細胞変異原性	遺伝性疾患のおそれ	遺伝性疾患のおそれの疑い	—	—	—	検査の対象外
発がん性	発がんのおそれ	発がんのおそれの疑い	—	—	—	がんに関する検査の対象
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い	—	—	—	検査は推奨されない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	臓器の障害	臓器の障害のおそれ	呼吸器への刺激のおそれ／眠気又はめまいのおそれ	—	—	急性の健康影響に関する検査の対象
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	長期にわたる／反復ばく露による臓器の障害	長期にわたる／反復ばく露による臓器の障害のおそれ	—	—	—	急性以外の健康影響に関する検査の対象
誤えん有害性	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ	—	—	—	検査の対象外

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

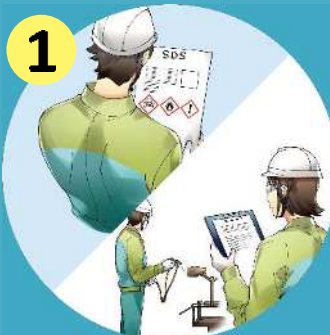
4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……GHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



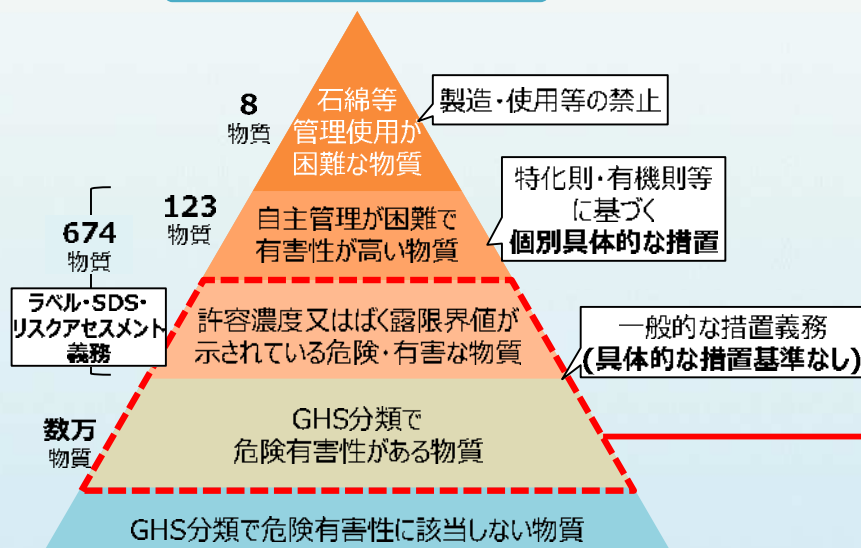
リスクアセスメントの実施



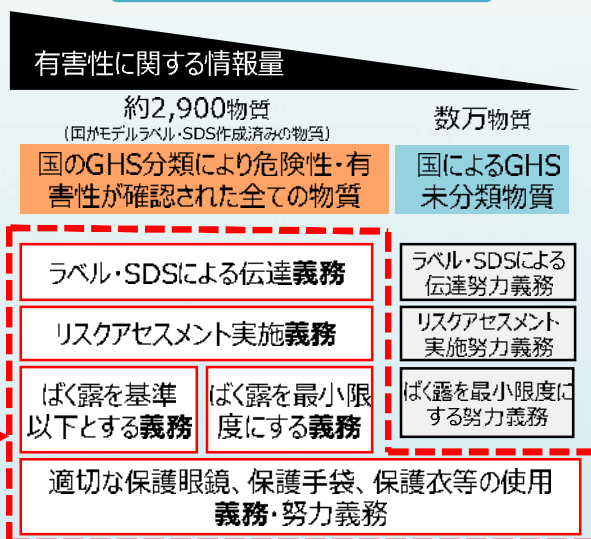
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



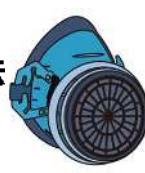
代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。** ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。** ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

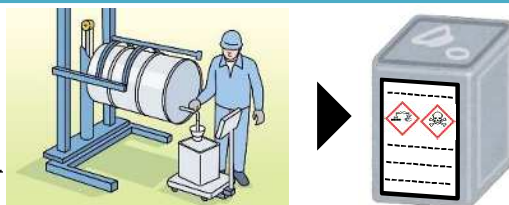
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に
基づくばく露低減措置

健康診断結果や
それに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③ ②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

